

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第九号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌
 環境大臣 浅尾慶一郎

荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令の一部を改正する命令

荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令（令和七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加）</p> <p>第二条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと</p>	<p>（運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加）</p> <p>第二条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと</p>

により、法第四十二条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～四 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第四項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(運転者の荷待ち時間の短縮)

第三条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと

により、法第三十七条第一項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～四 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一・二 (略)

(運転者の荷待ち時間の短縮)

第三条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと

により、法第四十二条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第四項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

(運転者の荷役等時間の短縮)

第四条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと

により、法第三十七条第一項第二号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第一号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

(運転者の荷役等時間の短縮)

第四条 第一種荷主は、次に掲げる取組を行うこと

により、法第四十二条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第四十二条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

により、法第三十七条第一項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

2 第二種荷主は、次に掲げる取組を行うことにより、法第三十七条第四項第三号に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。

一〇三 (略)

附 則

この命令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正す

る法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。